

電子納品の運用における国と山口県との違いについて（案）

**【農村整備】**

平成 21 年 3 月（第 1 回改訂）

山口県農林水産部

## 『目次』

1. 工事編.....	1
1-1. 工事における運用の違い.....	1
1-2. 工事における主な変更点.....	2
2. 業務編.....	3
2-1. 業務における運用の違い.....	3
2-2. 設計業務における主な変更点.....	4
2-3. 測量業務における主な変更点.....	5
2-4. 調査業務における主な変更点.....	6
3. 共通編.....	7
3-1. 電子化図面データ作成における運用の違い.....	7
3-2. 電子化図面データにおける主な変更点.....	7
3-3. 写真データにおける主な変更点.....	7
3-4. XSL（スタイルシート）の取扱いについて.....	8
3-5. 使用するソフトの取り扱いについて.....	8
3-6. 電子媒体の取り扱いについて.....	9
3-7. 用語.....	9

【改訂履歴】	【主な改訂内容】
・平成20年3月（初版）	
・平成21年3月（第1回改訂）	・「1. 工事編」の追加 ・写真1枚の目安容量の改訂 ・使用ソフトのバージョンの更新 ・電子媒体の表記規則のシール使用不可 等

## 1.工事編

### 1-1. 工事における運用の違い

山口県農林水産部「農村整備」（以下、「県農村整備」）では、農林水産省農村振興局設計課施工企画調整室（以下、「農林水産省」）が策定した「工事完成図書の電子納品要領（案）」等の電子納品に関する要領・基準（案）に基づいて実施するが、「電子納品の運用における国と山口県との違いについて（案）【農村整備】」（以下、「本案」）の内容に読み替えて運用する。

## 1-2. 工事における主な変更点

工事管理項目に必須入力する各種コードについて、今後の利活用を考慮し、山口県が使用するコード体系とした。また、使用するコード体系は、山口県のホームページからダウンロードすることができる。

なお、市販の電子納品作成支援ツールは、国のコード体系を扱ったものが多いため、データ作成時には特に注意が必要である。

工事管理項目		農林水産省	県農村整備
工事件名等	工事番号	発注者が定める案件番号を記入する。 発注者が定める「局コード2桁」+「西暦年度4桁」+「事業所コード3桁」+「整理番号4桁」(数字13桁)を記入する。整理番号は発注者で運用している契約事務システムの整理番号を記入する。	県が指定する工事番号(設計書の箇所コード13桁)を記入する。
	工事実績システムバージョン番号	管理項目の記入で参照しているCORINSのマニュアル(コード表)のバージョン(システムのバージョン)を記入する。	CORINSのマニュアル(コード表)のバージョン(システムのバージョン)を記入する。当時は「0」を記入する。
	住所コード	該当地域の住所コードをCORINSの表より選択し記入する。該当がない場合は「99999」とする。(複数記入可)	山口県のホームページから「業務管理コード表」をダウンロードし、該当する9桁の住所コードを記入する。
場所情報	対象水系路線名	対象水系路線名の情報がある場合に記入する。(複数記入可) CORINSの路線・水系名等に従って記入する。複数の路線水系にまたがる工事の場合、関連する路線水系名を記入する。当該情報が複数ある場合の記入方法は付属資料3を参照のこと。	工事名に掲げられている路河川等名称を記入する。
	対象水系路線名(記入者)	CORINSから出力されるCFDファイル(CORINS提出用ディスクのファイルフォーマット)から取り込むことが可能である。	電子成果品作成者が記入する。
	対象河川コード	「河川コード仕様書(案)」に準拠し発注者が指示する河川コードを記入する。 河川コードを記入する場合は左右岸コードを併せて記入する。	山口県のホームページから「業務管理コード表」をダウンロードし、該当する路河川コードを検索し、6桁のコードを記入する。
	距離標情報	—	距離標がある場合に記入する。
	境界座標情報	度(3桁)分(2桁)秒(2桁)の計7桁。	県が指示する境界座標を記入する。 度(4桁)分(2桁)秒(2桁)の計8桁。
発注者情報	発注者一大分類	CORINSの「発注機関名・中分類」に従い、発注者の官庁名、団体名等を記入する。	山口県と記入する。
	発注者一中分類	CORINSの「発注機関名・小分類」に従い、発注者の局名、支社名等を記入する。	発注者の部局名等を記入する。(例:農林水産部)
	発注者一小分類	CORINSの「発注機関名・細分類」に従い、記入する。	発注者の所属を記入する。(例:〇〇農林事務所)
	発注者コード	発注者が定める発注者コード(事業コード)を記入する。	山口県のホームページから「業務管理コード表」をダウンロードし、「発注機関コード」メニューから検索し、3桁のコードを記入する。
受注者情報	受注者コード	発注者が定める受注者コード(契約事務システム業者コードの前10桁)を記入する。	発注者が定める受注者コードを記入する。
予備		特記事項がある場合に記入する。	特記事項がある場合に記入する。また、既存図面データが電子化図面データの作成要領(案)に合致していない場合等には、電子化図面データの作成要領(案)に準拠していない旨を記述する。
【必要度】	○:条件付き必須記入	水系・路線情報にあつては、主管庁等との協議により情報の提供があつた場合に監督職員からの通知により記入する。	—

## 2.業務編

### 2-1. 業務における運用の違い

県農村整備では、農林水産省が策定した設計・測量・調査業務の電子納品に関する要領・基準（案）に基づいて実施するが、本案の内容に読み替えて運用する。

## 2-2. 設計業務における主な変更点

業務管理項目に必須入力する各種コードについて、今後の利活用を考慮し、山口県が使用するコード体系とした。また、使用するコード体系は、山口県のホームページからダウンロードすることができる。

なお、市販の電子納品作成支援ツールは、国のコード体系を扱ったものが多いため、データ作成時には特に注意が必要である。

業務管理項目	農林水産省	県農村整備
業務実績システムバージョン番号	管理項目の記入で参照している AGRIS のマニュアル（コード表）のバージョン（システムのバージョン）を記入する。	当面は、「0」を記入する。
設計書コード	発注者が定める案件番号を記入する。	県が指定する工事番号（設計書の箇所コード：13 桁）を記入する。
住所コード	JIS の都道府県コード及び市町村コードに対応。該当がない場合は「99999」とする。（複数記入可）	山口県のホームページから「業務管理コード表」をダウンロードし、該当する 9 桁の住所コードを検索し記入する。
対象水系路線コード	水系・路線コードを発注者が示すコード表より記入する。	該当なし。「0」とする。
対象水系路線名	対象水系路線名の情報がある場合に記入する。	業務名に掲げられている路河川等名称を記入する。
対象河川コード	発注者が示すコード表より記入する。（複数記入可）該当がない場合は「99999」とする。	山口県のホームページから「業務管理コード表」をダウンロードし、該当する 6 桁の路河川等コードを検索し記入する。
発注者機関コード	発注者が定める発注者コード（事業コード）を記入する。	山口県のホームページから「業務管理コード表」をダウンロードし、該当する 3 桁の発注機関コードを検索し記入する。
発注者機関名 ※機械設備工事編のみ	発注者機関事務所の名称を記入する。（AGRIS の「発注機関事務所」に対応）	発注機関・事務所の名称を記入する。
受注者コード	AGRIS の業者コードを記入する。（ハイフンより前 10 桁）受注者コードを持たない受注者は、「0」を記入する。	発注者が定める受注者コードを記入する。
受注者コード ※機械設備工事編のみ	AGRIS の業者コードのハイフンより前 10 桁に対応する。	
予備	その他予備事項があれば記入する。（複数記入可）	特記事項がある場合に記入する。（複数記入可） また、既存図面データが、電子化図面データの作成要領（案）に合致していない場合等には、電子化図面データの作成要領（案）に準拠していない旨を記述する。

## 2-3. 測量業務における主な変更点

受発注者間での協議事項を可能な限り簡素化することを基本方針とし、特に納品データの利活用性が高い測量データは農林水産省と同じファイル形式での納品を基本とする。また、協議により納品の有無を定めるファイル形式はすべて納品する。

ファイル形式として以下に示す7種類が規定されている。

- ①PDF 形式
- ②TXT 形式
- ③オリジナル数値データ
- ④CAD データ
- ⑤拡張 DM 形式
- ⑥JPEG 形式
- ⑦TIFF 形式

以下に、成果品（例）と県農村整備の納品形式を示す。

区分	測量分類	成果品（例）	県農村整備の納品形式
帳票系	基準点測量	計算簿	①PDF 形式
	路線測量	点の記	
	基準点測量	観測記簿	①PDF 形式 or ②TXT 形式
	基準点測量	観測手簿	
	用地測量	土地基本調査書、建物登記簿調査表、権利者調査表	①PDF 形式 + ③オリジナル数値データ ※1
	その他測量記録や資料	④オリジナル数値データ	
図面系	路線測量	縦断面図、横断面図、縦横断面図	④CAD データ
	河川測量	縦断面図、横断面図、縦横断面図、汀線図	
	地形測量	空中写真測量実施一覧図	①PDF 形式 + ④CAD データ ※1
	用地測量	精度管理図	
	地形測量	DM データファイル	④CAD データ + ⑤拡張 DM ※1
	路線測量	線形図、線形地形図、詳細平面図、杭打図	
	河川測量	線形図、等高・等深線図	
	用地測量	基準点網図、設置箇所位置図 用地実測データ、用地平面データ	
	基準点測量	基準点網図、平均図、観測図 水準路線図	
対象外	用地測量	公図等転写図、用地実測図原図、 用地平面図	⑥JPEG 形式 or ⑦TIFF 形式 ※2

※1 農林水産省は協議により納品形式を決定するが、県農村整備は全ての形式で納品することとした。

※2 電子納品対象外のデータを電子納品する場合は、JPEGやTIFFといった画像ファイル形式としている。

## 2-4. 調査業務における主な変更点

地質・土質調査資料の整理方法について、受発注者間で協議して決定する事項が多いため、協議事項の方針を明確にする。

協議事項	農林水産省	県農村整備
電子柱状図の標準様式	電子柱状図の標準様式は付属資料 3 に示す土質ボーリング柱状図様式を基本とするが、 <u>受発注者間協議の上、調査目的に応じて、別途様式を定めてよい。</u>	電子柱状図の標準様式は付属資料 3 に示す土質ボーリング柱状図様式を基本とする。
電子簡略柱状図のファイル形式	電子簡略柱状図のファイル形式は、原則として、 <u>SXF (P21)</u> とする。	電子簡略柱状図のファイル形式は、原則として、 <u>SXF (SFC)</u> とする。
地質平面図の電子成果品	CAD化が困難な手書き図面等については、設計段階移行での利用頻度を考慮して、 <u>受発注者間で協議の上、以下を取り決める。</u>	CAD化が困難な手書き図面等については、設計段階移行での利用頻度を考慮して、 <u>原則、スキャナで取り込み、この際の解像度は300dpiとする。</u>
地質平面図の電子成果品	スキャナで取り込む場合の解像度は 200～400dpi 程度の文字が認識できる解像度を目安とし、 <u>受発注者間協議の上、決定する。</u>	スキャナで取り込む場合の解像度は、200～400dpi 程度の文字が認識できるよう、 <u>300dpi を原則とする。</u>
地質平面図の電子成果品	TIFFが有しているLZW圧縮機能は、ライセンスの問題から対応していないソフトウェアが多いので、 <u>使用しないことが望ましい。</u>	TIFFが有しているLZW圧縮機能は、ライセンスの問題から対応していないソフトウェアが多いので、 <u>使用しないこと。</u>

### 3. 共通編

#### 3-1. 電子化図面データ作成における運用の違い

県農村整備では、農林水産省が策定した「電子化図面データの作成要領（案）」に基づいて実施するが、本案の内容に読み替えて運用する。

#### 3-2. 電子化図面データにおける主な変更点

受注者の負担を考慮して、SXF（SFC）形式による納品とした。

また、WTO 案件対応として、国外企業の参入を妨げないことが求められると予測される事業の図面については、SXF（P21）により納品する。

農林水産省	県農村整備
SXF（P21）形式	SXF（SFC）形式

#### 3-3. 写真データにおける主な変更点

写真の撮影モードや圧縮率がメーカーごとに違う場合もあるため、具体的な事例を記載する。

協議事項	農林水産省	県農村整備
ファイル形式	写真ファイルの記録形式はJPEGとし、 <u>圧縮率、撮影モードは監督(調査)職員と協議の上決定する。</u>	写真ファイルの記録形式はJPEGとし、 <u>圧縮率は 1/8 以下とし、撮影モードは、1024×768 ドット以上とする。また、写真 1 枚の目安を「500KB」程度以下（100 万画素程度）とする。</u>
	JPEG の圧縮率、撮影モードは監督(調査)職員と協議の上決定する。TIFF (G4) は図面が判読できる程度の解像度とする。	JPEG の圧縮率は 1/8 以下とし、撮影モードは、1024×768 ドット以上とする。TIFF (G4) は図面が判読できる程度の解像度とする。
写真編集等	信憑性を考慮し、写真編集は認めない。	信憑性を考慮し、原則として写真編集は認めない。 <u>ただし、監督(調査)職員の承諾を得た場合は、回転、パノラマ、全体の明るさの補正程度は認める。</u>
有効画素数 【解説】	記載なし。	写真 1 枚の目安容量は、「500KB」程度以下（100 万画素程度）とする。
	記載なし。	640×480：30 万画素 800×600：48 万画素 1024×768：78 万画素 1280×1024：131 万画素 1600×1200：192 万画素
撮影頻度と提出頻度の取り扱い	写真の原本を電子媒体で提出する場合は、 <u>土木工事施工管理基準</u> に示される撮影頻度に基づくものとする。	写真の原本を電子媒体で提出する場合は、 <u>山口県土木工事施工管理基準</u> に示される撮影頻度に基づくものとする。

### 3-4. XSL（スタイルシート）の取扱いについて

電子納品作成支援ツールの機能が向上し、XSL ファイル（スタイルシート）を自動作成できる製品もあるため、XSL ファイルの納品を基本とする。

XSL ファイルの作成が困難な場合は、事前協議で申し出ること。

農林水産省	県農村整備
XSL ファイルの格納は任意とする。	XSL ファイルについては、運用時期を考慮し、納品することを基本とする。

※ XSL とは、XML 文書（管理ファイル）の見栄え（スタイルシート）を記述する言語である。

### 3-5. 使用するソフトの取り扱いについて

報告書や資料等の作成に使用するソフトについて、県農村整備が使用しているものを標準とし、それ以外のソフトを使用する場合は協議により決定する。

協議事項	農林水産省	県農村整備
報告書作成に使用するソフト	<u>調査職員と協議し決定する。</u>	本県で使用しているWord2003 以下、Excel2003 以下、一太郎Ver. 14 以下程度のバージョンを基本とする。
報告書ファイルの容量	報告書ファイルの許容される1ファイルあたりの最大容量は、 <u>監督職員と協議する。</u>	報告書ファイルの許容される1ファイルあたりの最大容量は、10MBを基本とする。
XLS ファイルの圧縮形式の規定	拡張子が4文字以上、ファイル間でリンクや階層を持った資料など、本要領に寄りがない場合は、ファイルを圧縮して電子媒体に格納する。 <u>圧縮ファイル形式は調査職員と協議し、決定する。</u>	拡張子が4文字以上、ファイル間でリンクや階層を持った資料など、本要領に寄りがない場合は、ファイルを圧縮して電子媒体に格納する。 <u>圧縮ファイル形式はLZH形式とする。</u>

### 3-6. 電子媒体の取り扱いについて

電子媒体について、CD-Rに加えDVD-Rの使用を認めた。また、CD-R収納ケースやラベルについても詳細な記述を加えた。

協議事項	農林水産省	県農村整備
電子媒体	電子媒体として、CD-R(一度しか書き込みができないもの)の使用を原則とする。	電子媒体として、 <u>CD-RまたはDVD-R(一度しか書き込みができないもの)の使用を原則とする。</u> なお、CD-Rのフォーマットの形式はISO9660(レベル1)とし、 <u>DVD-Rのフォーマットの形式はUDF(UDF Bridge)とする。</u>
電子媒体の表記規則 (CD-RまたはDVD-Rケース)	電子媒体を収納するケースの背表紙には、「業務または工事名称」、「作成年月」を横書きで明記する。  記載なし。	電子媒体を収納するケースの背表紙には、「業務または工事名称」、「作成年月」、「 <u>何枚目/全体枚数</u> 」を横書きで明記する。  <u>納品に使用するプラスチックケースは、無色透明とし、「高124mm×幅142mm×奥行10mm」のケースを使用する。</u>
電子媒体の表記規則 (シールについて)	CD-Rには、必要項目を表面に直接印刷、ラベル印刷したもの(シール)を貼付、 <u>または油性フェルトペンで表記し、表面に損傷を与えないよう注意する。</u>  シールによっては温湿度の変化で伸縮し、 <u>CD-Rに損傷を与えることがあるので、伸縮性の低いシールを選択するよう注意する。</u>	CD-RまたはDVD-Rには、必要項目を表面に直接印刷、または油性フェルトペンで表記し、 <u>表面に損傷を与えないよう注意する。(シールは使用不可。)</u>  <u>シールは使用不可とする。</u>

### 3-7. 用語

電子納品に関する要領・基準(案)に記載された内容について、下記の用語に読み替えて運用する。

農林水産省	県農村整備
業務請負契約書及び設計図書	土木設計業務等委託契約書及び設計図書
調査・測量・設計業務共通仕様書	山口県業務委託共通仕様書
用地調査等共通仕様書	
農林水産省農村振興局測量作業規程及び測量作業規程運用基準	山口県農業農村整備事業測量作業規程
土木工事共通仕様書	山口県土木工事共通仕様書
施設機械工事等共通仕様書	
特別仕様書	特記仕様書
成果物	成果品
案件番号	設計書コード